# ○国家公安委員会規則第十五号

項、 三十五年政令第二百七十号) 関する法律 準用する同法第百八条の三十一第八項、 風 道路交通法 俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (平成十六年法律第百四十九号)第三条第一項及び第四条第一 (昭和三十五年法律第百五号) 第八条第三項及び第三十九条の 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の 第百八条の二十五及び同法第百八条の三十二第三項において (昭和二十三年法律第百二十二号) 第二十条第十一 五第二項の規定に基づき、 項並びに道路交通法施行 遊技機の認定及び型 技術 令  $\mathcal{O}$ 利用に 韶 和

令和五年十二月二十五日

式の検定等に関する規則等

の 一

部を改正する規則を次のように定める。

国家公安委員会委員長 松村 祥史

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則

(遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正)

第一 条 遊技 機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第四号) の <u>ー</u> 部を次

のように改正する。

規定 ののように改め、 欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、 るその標記部分 て移動 次の表により、 ( 以 下 Ĺ 「対象規定」という。)は、 改正 (連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。) に二重傍線を付した 改正 前 その標記部分が異なるもの 欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい 前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後 その標記部分が は 改正 前欄に掲げる対象規定を改正後欄に 同一 0 ものは当該対象規定を改正後欄に掲げるも 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ な V) 掲げる対象規定と も の は、 これ を

削

り、

改正後欄

に掲げ

る対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい

ない

ものは、

これ

を加え

第四章 指定試験機関の指定等(第十六条—第三十条) 第一章~第三章 [略] 改 正 後	第四章 指定試験機関の指定等(第十六条—第三十一条)第一章~第三章 [同上] 改 正 前
附則 第三十一条,第三十二条)	附則 第三十二条)
(型式試験)	(型式試験)
第十五条 [1~6 略]	第十五条 [1~6 同上]
7 指定試験機関は、型式試験申請書及び第一項の規定により提出	7 指定試験機関は、型式試験申請書、第一項の規定に
類(第三十一条の規定によりこれらの書類の提出に代	た書類及び同項の
っては認識することができない方式で乍られる記录であって電子て電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ	、型式試験の結果、型式試験申請書こ系る型式が支術上の現各こ式試験が終了した日から六年間保管しなければならない。ただし
計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう	H, C,
。以下同じ。)及び電磁的記録媒体提出票が提出された場合にあ	
つては、当該電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票)並びに	
同項の規定により提出された遊技機のうち一台を型式試験が終了	
した日から六年間保管しなければならない。ただし、型式試験の	
結果、型式試験申請書に係る型式が技術上の規格に適合していな	
場合	
第五章 雑則	[章名を付する。]
	(フレキシブルディスクによる手続)
第三十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による	第三十一条一次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による

ができる。
二十三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び別記様式第提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき

|- 第一条第三項第三号に規定する書類 第十四条第一項

二 遊技機試験申請書 第十四条第一項

三 第七条第二項第六号に規定する書類 第十五条第一項

四 型式試験申請書 第十五条第一項

五~十一

下略」

試験員が第十九条第二項各号のい

第十六条第

項及び第二十条第二項ずれかに該当する者であ

十三~十五 [略]

[項を削る。]

[項を削る。

より行うことができる。様式第二十三号のフレキシブルディスク提出票を提出することにこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき

[号を加える。]

[号を加える。]

- 男を力ラス。」

一〜七 [同上]

[四号ずつ繰り下げる。]

ことを証明する書面 第十六条第二項 試験員が第十九条第二項各号のいずれかに該当する者である

九~十一 [同上]

[四号ずつ繰り下げる。]

「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメー法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において2 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年

第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲トルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3

| トラックフォーマットについては、日本産業規格x六二二五

に規定する方式

げる方式に従つて行わなければならない。

六○五に規定する方式 一 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X○

	│ 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X○二○八附属
	方式
[項を削る。]	4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産
	業規格Ⅹ○二○一及びⅩ○二○八に規定する図形文字並びに日本
	産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改
	行」を用いて行わなければならない。
[項を削る。]	5 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三
	に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり
	付けなければならない。
	一提出者の名称
	二 提出年月日
[章名を削る。]	第五章 雑則

備

## 別記様式第23号 (第31条関係)

## 雷磁的記録媒体提出票

第14条第1項

第15条第1項

第16条第1項

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 第6条第 2 項 の規定により提 第20条第 1 項 の規定により提

第20条第2項

第22条第1項

第22条第2項 出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を 以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違あ りません。

殿

提出者の氏名又は名称及び住所

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

## 備考

- 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記 録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出 するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記 録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付さ れている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書 類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別記様式第23号 (第31条関係)

## フレキシブルディスク提出票

第16条第1項

第16条第2項

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第20条第1項の規定により提 第22条第1項

第22条第2項

出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディ スクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に 相違ありません。

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

## 備考

- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブル ディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシ ブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を 付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添 付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記 載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載するこ
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# (交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正)

第二条 交通事故調査分析センターに関する規則 (平成四年国家公安委員会規則第九号) の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定 (以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同 一のものは当該対象規定を改正後欄 12 · 掲げ

るもののように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない も の

清算音が十五号  に基づく日本産業規格(以下この条によいて   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	[項を削る。]
2 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年[一~八 同上]	[項を削る。] [ 一~八 略]
ことができる。	媒体提出票を提出することにより行うことができる。ものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第二号の電磁的記録作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供される
第二号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うとされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきことの外の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出(フレキシブルディスクによる手続)	Table
改正前	改正後

別記様式第2号 (第9条関係)

雷磁的記錄媒体提出票

国家公安委員会 殿

H 提出者の名称

道路交通法第 108 条の 20 第 1 項

道路交通法第108条の20第2項

返前子放調査分析センターに関する規則第1条第1項 交通事放調査分析センターに関する規則第1条第2項 の規定により提出す 交通事放調査分析センターに関する規則第1条第2項

交通事故調査分析センターに関する規則第5条第2項

べき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下 のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違あ りません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に 備考 1 記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体でとに整理番号を付し、その番号ご とに記録されている事項を記載すること。
  - 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載し た書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第9条関係)

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 В 提出者の名称 住

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブ ルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフ レキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに 整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載するこ

- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票 に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の 事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を 記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

項 を 削 る 項

を

削

る。

付 け な け n ば な 5 な

11

5

第

項

フ

V

ブ

ル

デ

に

は、

本

産

規

格

六

\_

 $\equiv$ 

12

規

定

す

る  $\mathcal{O}$ 11 Χ

ラ

ベ

ル 丰

領 シ な

域

に

次 イ

に ス 5 る

掲 ク

げ

る

事

項 日

を

記

載 業

L

た

書 X

面 を

は

n

行」

を

7

行

わ

れ

な す

な

V 御

産 業

規

格 用

 $\stackrel{\bigcirc}{=}$ 

に け

規

定 ば

制

文

字

0

う

5

復

帰

及

び

改

提 出 出 者  $\mathcal{O}$ 名 称

提

年

月

日

4規 第 格 X 項 0  $\mathcal{O}$ 規  $\overline{\bigcirc}$ 定 12 及 ょ る び X フ 0 レ 丰  $\overline{\bigcirc}$ ブ 八 に ル デ 規 定 イ す ス ク る 図  $\sim$ 形 0 記 文 字 録 並 は び

日 に

本

日

本 産

- 9 -

(盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則の一部改正)

第三条 盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則 (平成四年国家公安委員会規則第十七号)の一

部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正 前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

た規定 (以下「対象規定」という。) は、 その標記部分が同 のものは当該対象規定を改正後欄 に 掲げ

るものの ように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい ない もの

書六	ニボーに規	ー トげる方	項を削る。 ]	「日本 	「項を削る。 ]	略]	出票を提出することにより行うことができる。	に係る記録媒体をいう。)及び別記様式の電磁的記録媒体提	れる記録であって電子計算機による情報処理の用に供される	的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で	録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気 とさ		の各景で掲げる書頁の当亥各景で官のる見官でよる是出「食で条記録媒体による手続) (フレー	改 正 後
規のにった物	リ 定ュす	トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五る方式に従って行わなければならない。	項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲レキシブルディスクカートリッジでなければならない。	「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメー治律第百月十五号)に基てく日本産業規格(以下この身において	f ( ) はた)にはず、日本室食見各(人でにつきにないにのフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年	九同上]				フレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことが	ている事項を記	ては、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととの名号に持げる言葉の言語名号に気をる実気に言る財品	欠り各寺こ曷げる諅頂り当亥各寺こ官りる見官こよる是出キシブルディスクによる手続)	改 正 前

別記様式 (第9条関係)

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

提出者の名称

第2条第1項

盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第2条第2項の規定に 第5条第1項 第5条第2項

より提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録 媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違あ りません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に 記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を 提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ご とに記録されている事項を記載すること
  - 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付 されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載し た書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式 (第9条関係)

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 提出者の名称

第2条第1項 第2条第2項 回導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第5条第1項の規定に 第5条第1項の規定に より提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブ

ルディスクを以下のとおり提出します。 本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類
- 備考 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブ ルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクで提出すると 整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載するこ
  - に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の 事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を 記載すること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

項 を 削 る 項

を

削

る。

行 産 業 規 を 用 格 X 11 X 7 行 わ な に

規

定

す

る

制

御

文

字

0

う

5

復

帰

及

び

改

け れ ば な 5 な V

第  $\mathcal{O}$ フ V 丰 シ ブ ル デ イ ス ク に

5

付

け 規

な

n る

な

5

な 領

11

出 け

者 年

名

称

提 提

出

月  $\mathcal{O}$ 

日

12

定

す

ラ ば

べ

ル

域

に、

次

に

掲

げ

る

事

項

を

記

載

L

た

書

面

を

は

n

 $\equiv$ 

項 は、 日 本 産 業 規 格

X 六  $\equiv$ 

規 第 格 項 0  $\mathcal{O}$ 規  $\overline{\bigcirc}$ 定 12 及 ょ るフ び X 0 V 丰  $\frac{-}{\circ}$ 八 ブ に ル デ 規 定 イ す ス ク る 図  $\sim$ 0) 形 記 文 字 録 並 は び に 日

本

日

本 産

 $4\|$ 

- 12 -

(外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に

関する規則の一部改正)

第四条 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指

定に関する規則 (平成六年国家公安委員会規則第五号) の一部を次のように改正する。

前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

次の表により、

改正

の傍線を付した部分のように改め、 改正 前 欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線 を付

た規定 ( 以 下 「対象規定」という。) は、 その標記部分が同一 のものは当該対象規定を改正後欄 12 掲げ

るもののように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない もの

書一に規定三、文字の符	二、ボリューム及に規定する大司	こ見室上 こりまた こりょう こり	げる方式に	3 第一項の	トルフレキ	「日本産業	法律第百八	2 前項のフ	略]	出票を提出することにより行うことができる。	に係る記録媒体をいう。)及び別記様式の電磁的記録媒体提	れる記録であって電子計算機による情報処理の用に供される()できる。	的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で	とされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気 とされてい	ては、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこと については	の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出 第八条 次の	記録媒体による手続) (フレキシ	改 正 後
定する方式   符号化表現については、日本産業規格X○二○八附属規定する方式	ーム及びファイル構成については、日本産業規格Ⅹ○	るず弋クフォーマットについては、日本産業規格X六二二五	従って行わなければならない。	規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲	シブルディスクカートリッジでなければならない。	本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメー	法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において	レキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年	同上]				ブルディスク提出票を提出することにより行うことが	る事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式	、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこと	の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出	シブルディスクによる手続)	改 正 前

別記様式 (第8条関係)

雷磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

提出者の名称

外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成す

第2条第1項

第5条第2項

き書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下の とおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違あ

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に 記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を 提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ご
  - 提出するときは、電磁的記録媒体ととに整理番号を付し、その番号と とに記録されている事項を記載すること。 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付 されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載し た書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式 (第8条関係)

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日 提出者の名称 住

外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成す

第2条第1項 第2条第2項の規定に関する規則第2条第2項の規定により提出すべ 第5条第1項 第5条第2

き書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを 以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類
- 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブル ディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキ シブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番 号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に 添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項 を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載す ること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

 $4\|$ 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 E ょ るフ V 丰 ブ ル デ イ ス ク  $\sim$ 0) 記 録 は

規 格 X 0  $\overline{\bigcirc}$ 及 び X 0  $\frac{-}{\circ}$ 八 に 規 定 す る 図 形 文 字 並 び に 日

行」 を 用 11 7 行 わ な け れ ば な 5 な V

産 業

規

格

X

に

規

定

す

る

制

御

文

字

0)

う

5

復

帰

及

び

改

5 規 第 定 項 0) フ べ V ル 丰 領 シ ブ 域 に、 ル デ 次 イ ス 掲 ク に は、 事

12

す

る

ラ

に

げ

る

項

を

記

載

L

た

書 X

面

を

は

n

日

本

産

業

規

格

六

 $\equiv$ 

項

を

削

る

項

を

削

る。

付 け な け n ば 11

な

5

な

提 出 出 者  $\mathcal{O}$ 名 称

提

年

月

日

本

日

本 産

# (交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第五条 交通安全活動推進センターに関する規則 (平成十年国家公安委員会規則第三号) の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正 前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定 (以下「対象規定」という。) は、 その標記部分が同 のものは当該対象規定を改正後欄 に 掲げ

るもののように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい ない もの

三六の	で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	[項を削る。]       2         [一~七 略]       [一         最媒体提出票を提出することにより行うことができる。       [一	所 電 (世 (世 (本) 方式、磁 (本) 方式、磁 (本) 方式、磁 (本) 方式、磁 (本) 方式、磁 (本) 方式、磁 (本) 方式、 磁 (本) 方式
書一に規定する方式    文字の符号化表現については、日本産業規格Ⅹ○二○八附属六○五に規定する方式  ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ⅹ○に規定する方式	一・トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五げる方式に従って行わなければならない。第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲トルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメー活得第百川十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において	前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年[一〜七 同上]	式第四号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行ととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこ出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこのできる。

別記様式第4号 (第13条関係)

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 H 提出者の名称

第1条第

第1条第 交通安全活動推進センターに関する規則第12条において準用する 1項 第7条第

2項 、一の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録し 1項 2項

た電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違あ

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に 記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を 提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付 されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載し た書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 4号 (第13条関係)

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日 提出者の名称

交通安全活動推進センターに関する規則第12条において準用す

1 項 2 項 2 項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録し 2 項 たフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に 相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類
- 備考 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブ ルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフ レキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに 整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載するこ
  - 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票 に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の 事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を 記載すること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

 $4\|$ 規 第 格 X 項 E 及 ょ るフ び X 0...0 V 丰 八 ブ に 規 定 イ す ス ク る 図  $\sim$ 形 0) 記 文 字 録 並 は び

5 行 第 を 用 項 0) 11 フ 7 行 V 丰 わ シ な ブ け ル れ デ ば な イ ス 5 ク な に V は、 日 本 産 業 規 格 X 六  $\equiv$ 

産 業

規

格

Χ

に

規

定

す

る

制

御

文

字

0)

う

5

復

帰

及

び

改

に 日

日

本 産

本

12 規 定 す る ラ べ ル 領 域 に、 次 に 掲 げ

る 事

項

を

記

載

L た

書

面

を

は

n

 $\equiv$ 

項

を

削

る

項

を

削

提 出 者  $\mathcal{O}$ 名 称

提

出

年

月

日

付

け

な

け

n

ば

な

5

な

11

 $\mathcal{O}$ 規 定 ル デ

- 18 -

国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技

術の利用に関する規則の一部改正)

第六条 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信

 $\mathcal{O}$ 技術 の利用に関する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第七号)の一 部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の 三の上六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第 第六条(電磁的記録による作成) (電磁・2・3 略]	的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ディス業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁 業者等取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事 取装置書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読 二 書面	(電磁的記録による保存) (電磁的記録 (電磁的記録 (電磁的記録による保存) (電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれか 電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれか 電磁的記録により行わなければならない。 (電磁的記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録 (次号に規定するものを除く。)を民間事業者等 一 電磁的記録により行わなければならない。 (電磁的記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録 (をに代えての使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録 (をに代えての使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録 (電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもっ でより行わなにより保存する方法 で調製するファイルにより保存する方法 (電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもっ でより行わなにより行わなければならない。 ではりに表が、表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第 第四条 民間事 (電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもっ では、表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第 第四条 民間事 (電磁的記録による保存) (電磁的記録による保存) (電磁的記録に、電磁的記録に、では、表述という。以下同じ。)をもっ では、表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第 第四条 民間事 第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第 第四条 民間事業者等が、法第三条第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第 第四条 民間事業者等が、法第三条第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる規定は表述を表述されば、表記を表述を表述を表述を表述といる。	改 正 後
三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第(電磁的記録による作成)2・3 同上]	ク等をもっての使用に係るの使用に係る	一次のでは、いっという。)をもって調製するファイルにより保存するで、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別り行わなければならない。   民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスを用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスを用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスを開いに係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスを開いに係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスを開いに係る電子計算機に備えられたファイルとは破気ディスを開います。   大学では、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法のいずれからに準する方法にようと、別表第一項の規定に基づき、別表第一項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディストー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法のようと、別表第一項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディストー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法のように表づき、別表第一項を確実に表づき、別表第一項を確実に表づき、別表第一項を確実に表づき、別表第一項の規定に基づき、別表第一項を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	改正前

作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、 行わなければならない。 する方法又は電磁的記録媒体をもって調整する方法により作成を 間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 民

# 別表第

			_	
	[略]			
	風俗営業等の規制及び業務の適	第三十八条第二号、第三号		
	正化等に関する法律施行規則(	及び第十二号(同条第二号		
	昭和六十年国家公安委員会規則	及び第十二号については、		
	第一号)	第九十七条第三項において		
		準用する場合を含む。)		
	[略]			
別	別表第二		別	71,1
	古物営業法	第十九条第二項		
	[略]			
別	別表第三		別	71,1
	[略]			
	風俗営業等の規制及び業務の適	第三十八条第二号、第三号		
	正化等に関する法律施行規則	及び第十二号(同条第二号		
		及び第十二号については、		
		第九十七条第三項において		
		準用する場合を含む。)		

間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、 行わなければならない。 する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を

民

## 別表第一

7		
	[匝斗]	
	風俗営業等の規制及び業務の適	第三十八条第二号、第三号
	正化等に関する法律施行規則(	及び第十二号(同条第二号
	昭和六十年国家公安委員会規則	及び第十二号については、
	第一号)	第九十七条において準用す
		る場合を含む。)
	[匝斗]	

## 表第二

		古物営業法	第十九条第四項
		[恒斗]	
	別	表第三	
		[匝斗]	
カー		風俗営業等の規制及び業務の適	第三十七条第二号、第三号
万		正化等に関する法律施行規則	及び第八号

		Ĺ

- 22 -

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式 (次項において 「旧様式」という。)により使用されている書類は、

当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

当分の間、

これを取り繕って使用することができる。

2

旧様式による用紙については、